

平成30年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、「やまがた百名山」に選定された身近な里山等の保全や活用を促進するため、次条に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「団体等」という。）が、登山道や遊歩道の下草刈り、枯損木除去、案内標識設置等の保全活動や、山に親しむ行事の開催等の活用を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で団体等に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 「やまがた百名山」に選定された山の周辺地域に活動拠点を有していること。
- (2) 組織の運営に関する規約（定款、会則等）を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 会計経理が適正に行われていると認められること。

2 前項の要件を満たす場合でも、次の各号のいずれかに該当する団体等については、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団及びその関係者
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (3) その他本事業の適正な実施が困難と認められるもの

(補助事業等及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとし、一の団体等につき10万円（平成29年度にこの補助金の助成を受けている場合は8万円）を限度とする。

- (1) 県、市町村が委託業務等で、登山道や遊歩道の下草刈り等を行っている山で行うもの（別表1「やまがた百名山」活用促進事業を除く。）。但し、当該委託業務と内容が異なる事業は、この限りではない。
- (2) この要綱に基づく補助金のほかに、助成金等の交付や委託等を受けている又は受ける予定があるもの
- (3) 宗教的な施設（寺社、祠等）の修繕、改修等を行うもの
- (4) 個人又は特定の事業者の利益、若しくは政治又は宗教的宣伝を目的とした事

業であること

- (5) 各種法令に違反する事業であること
- (6) 主たる活動を専門業者等に委託する事業であること
- (7) その他補助金の交付目的に合致しないもの

(補助金交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体等の規約、構成員名簿、役員名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 団体等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 知事は、補助金交付申請書を受理した場合、速やかに別表2の審査基準に従い審査し補助金の交付額を決定するものとする。なお、補助金は県の予算の範囲内での交付するため、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合がある。

(補助事業の変更等)

第5条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の増又は別表3の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び変更交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は

廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第7条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、事業遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は平成31年3月8日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業を実施したことを証する写真
- (4) 支出に関する証拠書類（領収書等の写し）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第4条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（帳簿の備付等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業完了の年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

別表1

事業区分	事業内容	補助対象経費 ^{※7}	補助金の額
1 「やまがた百名山」 保全管理事業PP ^{※1} ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道や遊歩道の下草刈り、枯損木除去等の安全確保の取組み ・案内標識設置等の、道迷い防止等の取組み ・植栽等の植生回復に関する取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ① 資材費及び消耗品費^{※4} (保全管理活動に直接必要な機材購入費、資材費、燃料費、消耗品費) ② 保険料(保全管理活動時に加入するボランティア保険料) ③ 使用料(機材等の借上げ料) 	補助対象経費の10分の10以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、10万円(平成29年度にこの補助金の助成を受けた団体は8万円) ^{※5} とする。
2 「やまがた百名山」 活用促進事業 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・トレッキングやウォーキング等、「やまがた百名山」に親しむ行事やレクリエーションの実施 ・登山マップやホームページの作成、写真展の開催等、「やまがた百名山」の周知を図る活動 	<ul style="list-style-type: none"> ① 資材費及び消耗品費^{※4} (行事等の実施に直接必要な資材費、消耗品費) ② 印刷製本費^{※6}(チラシ、各種資料の印刷費) ③ HP作成委託料^{※6} ④ 保険料(行事等実施時に加入するイベント保険料) ⑤ 使用料(会場等の使用料) 	補助対象経費の10分の10以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、10万円(平成29年度にこの補助金の助成を受けた団体は8万円) ^{※5} とする。

※1 県、市町村が登山道や遊歩道の下草刈り等を実施(委託による実施のほか、関係団体への助成による実施も含む。)している山は対象外とする。但し、当該委託・助成業務と内容が異なる事業は、この限りではない。

※2 事業実施場所における地権者からの作業への了解及び貸付手続、その他各種法令に基づく手続は補助事業者が責任を持って行うこと。

※3 毎年恒例となっているような行事は対象外とし、「やまがた百名山」選定を機にした新たな取組みを対象とする。

※4 資材費及び消耗品費は、単価5万円未満の物品の購入等に係る費用とする(単価が5万円を超えるものは不可)。

※5 事業区分1と2の双方への応募は可能とするが、その場合であっても、補助金の額は一の団体につき10万円(平成29年度にこの補助金の助成を受けている場合は8万円)を上限とする。

※6 実施する事業に直接関係するものに限る。

※7 補助対象経費欄にない経費(人件費、飲食にかかる経費等)については補助対象としない。

※8 参加料を徴収する場合、参加者の負担する経費について補助対象経費と明確に区別すること。

※9 交付決定日以降に実施した事業、支出した経費が補助対象となること。

別表 2

審査項目		評価の観点	評点
事業趣旨への合致性	事業の趣旨に合致しているか	事業趣旨への適合度	4
波及性	幅広く参加者を募っているか	総参加者数	4
	事業実施主体以外との連携や積極的な広報、「やまがた百名山」の魅力を発信しているか	事業実施主体構成員以外の参加の有無	7
		他団体等との連携の有無	
実現性	実行可能な方法、スタッフ体制となっているか	計画の具体性の有無	3
		経費積算の適格性	
	安全対策は講じられているか	安全管理体制又は安全管理手法の有無	
独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか	地域資源及び地域特性の積極的活用の有無	4
		新規性、創造性の有無	
継続・発展性	継続性や発展性が見込まれる事業であるか	次年度以降の計画の有無	3
		会費や参加費徴収の有無	
満点			25
事業採択基準点			10

- (注) 1 「保全管理事業」と「活用促進事業」の双方を行う場合は、総合して評価する。
 2 評点採点基準は別途審査要領に定める。
 3 原則として事業採択基準点を超えたものから採択する。

別表 3

事業区分	重要な変更（経費の配分）	重要な変更（事業内容）
1 「やまがた百名山」 保全管理事業	事業区分欄の 1 又は 2 に掲げる事業に 要する経費の総額の 3 割を超える増減	(1) 事業対象とする山の 変更
2 「やまがた百名山」 活用促進事業		(2) 事業区分の変更

【事業区分：「やまがた百名山」保全管理事業】

1 事業対象とする 「やまがた百名山」 の山名	
2 1の山の保全管理 に係る課題	
3 事業の目的	※2の課題に対応した目的を記載してください。
4 保全管理の内容	※2の課題を改善するための保全管理の内容を具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・保全管理作業の具体的な作業箇所、内容 ・実施スケジュール ・実施体制（自団体のみで行うのか、他団体や一般参加者へ参加を呼びかけるのか） ・情報発信（保全管理作業の事前の周知、事業成果の発信方法等） ・安全管理対策
5 事業参加予定人数	人
6 事業実施予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
7 事業完了予定年月日	平成 年 月 日
8 事業の実施により 期待される効果	
9 次年度以降の計画 について	
10 事務担当者名及び 連絡先電話番号	

【事業区分：「やまがた百名山」利用促進事業】

1 事業対象とする 「やまがた百名山」 の山名	
2 1の山の利用促進 に係る課題	
3 開催行事等の目的	※2の課題に対応した目的を記載してください。
4 開催行事等の内容	<p>※2の課題を改善するための開催行事等の内容を具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催行事の詳細な内容、開催場所 ・実施スケジュール ・実施体制（申請団体だけで行うのか、他団体との連携があるか） ・情報発信（参加者への周知方法、事業成果の発信方法等） ・安全管理対策
5 参加予定人数	人
6 事業実施予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
7 事業完了予定年月日	平成 年 月 日
8 行事等の開催により期待される効果	
9 次年度以降の計画について	
10 事務担当者名及び 連絡先電話番号	

様式第2号

収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	決算額 －予算額	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

事業区分	項目	予算額		決算額		決算額 －予算額	算出根拠
			うち補助金 充当額		うち補助金 充当額		
保全管理事業	資材費・ 消耗品費						
	保険料						
	使用料						
活用促進事業	資材費・ 消耗品費						
	印刷製本費						
	保険料						
	使用料						
合計							

- ※ 収入と支出の合計金額が一致するように作成すること。
- ※ 申請時は、「決算額」「決算額－予算額」の欄は空欄とすること。
- ※ 申請時は、補助金の交付先となる口座の通帳の写しを添付すること。
- ※ 収支決算書には、支出の状況を確認できる領収書等の写しを添付すること。

平成 年 月 日

山形県知事

殿

申請者 所在地

名称及び代表者職氏名

⑩

平成30年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金
事業計画変更承認及び変更交付申請書

平成 年 月 日付けみ自第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり変更し（、補助金〇〇円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由及び内容

○添付書類

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

（注）添付書類は、変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

平成 年 月 日

山形県知事

殿

申請者 所在地

名称及び代表者職氏名

⑩

平成30年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けみ自第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

平成 年 月 日

山形県知事

殿

報告者 所在地
名称及び代表者職氏名

⑩

平成30年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金
事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付けみ自第 号で交付決定の通知があった標記事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 内容及び原因
- 4 対応措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

【事業区分：「やまがた百名山」保全管理事業】

1 事業対象とした「やまがた百名山」の山名	
2 保全管理の内容	※どのような内容の保全管理を行ったのか具体的に記載してください。
3 事業参加人数	のべ 人
4 事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 事業完了年月日	平成 年 月 日
6 事業の実施による成果	
7 次年度以降の計画	

【事業区分：「やまがた百名山」利用促進事業】

1 事業対象とした 「やまがた百名山」 の山名	
2 開催行事等の内容	※どのような内容の行事等を開催したのか具体的に記載してください。
3 行事等参加人数	人
4 事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 事業完了年月日	平成 年 月 日
6 行事等の開催に よる成果	
7 次年度以降の計画	

平成 年 月 日

山形県知事

殿

報告者 所在地

名称及び代表者職氏名

⑩

平成30年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書

平成30年度「やまがた百名山」環境保全活動支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

金 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。